

**「優良自動車整備事業者認定規則の運用について」、
「優良自動車整備事業者の１種整備工場及び２種整備工場の認定の取扱等
について」及び「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定
に係る取扱い及び指導の要領について」の一部改正について**

平成１９年１月
自動車交通局
技術安全部整備課

１．改正の背景・目的

現在、自動車の継続検査については、指定自動車整備工場において点検整備と検査がセットで実施されている台数の割合（指定整備率）が、約７割となっています。

平成１８年１２月２５日付け「規制改革・民間開放の推進に関する第３次答申」における具体的施策として、「今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、例えば指定要件の緩和などを含め具体的方策を策定し、その着実な実施を図るべきである。」とされ、翌日の閣議決定において『『具体的施策』を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組む』こととされました。

このことを踏まえ、今般、自動車の安全性を損なうことが無いよう十分に配慮しつつ、指定自動車整備事業の指定等に係る基準の見直しを行うこととし、その基準を定めた「優良自動車整備事業者認定規則の運用について」（昭和４２年１月２１日付自整第７号）、「優良自動車整備事業者の１種整備工場及び２種整備工場の認定の取扱等について」（平成７年３月２７日付自整第６８号）及び「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について」（平成１４年７月１日付国自整第６３号）について所要の改正を行うことを予定しています。

２．改正の概要

（１）優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定に係る工員数要件の変更

- ・ 優良自動車整備事業者の認定においては、事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行うことに関する基準として、現在、２種整備工場が保有する工員の数５人以上としており、また、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）において、指定自動車整備事業の指定に係る基準は優良自動車整備事業者（２種整備工場）の認定に係る基準を基としていることから、指定自動車整備事業の指定についても、保有する工員の数５人以上としております。

しかし、近年、作業の生産性が向上した結果、保有する工員数を減じた場合でも健全な経営を行うことが可能な状態となっており、一方、１台の自動車について見た場合において、整備作業と検査作業をそれぞれ２人ずつ、合計４人の工員で優良な整備と的確な検査を実施できると考えられることから、優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業の指定に係る基準のうち、保

有する工員の数に4人以上へと変更することとします。

ただし、大型車については、3人で実施することを標準としている整備作業があるため、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む工場については、保有する工員の数に5人以上に維持することとします。

(2) 整備作業と検査作業の分業化の徹底

- ・ 指定自動車整備事業における保安基準適合証及び限定保安基準適合証は、継続検査等においてその提出により国土交通大臣に現車提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなされるものであり、また、保安基準適合標章は、その有効期間内において自動車を運行の用に供することが可能となるものであり、自動車検査制度において重要な役割を担っております。したがって、その交付に係る業務の一層の適正化を図るため、整備作業と検査作業の分業化を徹底することとし、検査作業において補助的役割を担う工員についても当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならないこととします。

(3) 現車作業場で行うことが可能な検査の拡大

- ・ 現在、優良自動車整備事業者及び指定自動車整備事業者にあつては、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器を用いて行う検査のみ、現車作業場での実施が可能となっておりますが、指定整備率の向上を図るため、この範囲を拡大し、可搬式の機器である音量計及び黒煙測定器を用いて行う検査についても、現車作業場での実施を可能とすることとします。

3. スケジュール

公布：平成19年3月中（予定）

施行：平成19年4月1日（予定）